

職業能力開発促進法施行規則（昭和４４年労働省令第２４号。以下「省令」という。）
第６６条第３項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和８年９月１日

山梨県知事 長崎幸太郎

１ 実施職種

- (1) 特級 特級の検定職種のうち後期（令和８年１０月１日から令和９年３月３１日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは、鑄造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造とする。
- (2) １級及び２級 １級及び２級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表に掲げる科目とする。

検 定 職 種	学 科 試 験 の 選 択 科 目	実 技 試 験 の 選 択 科 目
さく井	パーカッション式さく井施工法、ロータリー式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
金型製作	プラスチック成形用金型製作・プラスチック成形法	プラスチック成形用金型製作作業
工場板金	機械板金加工法、数値制御タレットパンチプレス板金加工法	機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業
金属ばね製造	薄板ばね製造法	薄板ばね製造作業
機械検査	なし	なし
シーケンス制御	なし	なし
半導体製品製造	集積回路チップ製造法、集積回路組立て法	集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板製造法	プリント配線板製造作業
時計修理	なし	なし
空気圧装置組立て	なし	なし
農業機械整備	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
パン製造	なし	なし
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業

型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋施工図作成作業、 鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	なし	なし
防水施工	アスファルト防水施工法、 合成ゴム系シート防水施工 法、塩化ビニル系シート防 水施工法、改質アスファル トシートトーチ工法防水施 工法	アスファルト防水工事 作業、合成ゴム系シー ト防水工事作業、塩化 ビニル系シート防水工 事作業、改質アスファ ルトシートトーチ工法 防水工事作業
樹脂接着剤注入施工	なし	なし
機械・プラント製図	機械製図法	機械製図C A D作業
電気製図	なし	なし
塗装	鋼橋塗装法	鋼橋塗装作業

- (3) 3級 3級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表に掲げる科目とする。

検 定 職 種	学 科 試 験 の 選 択 科 目	実 技 試 験 の 選 択 科 目
機械加工	旋盤加工法	普通旋盤作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
シーケンス制御	なし	なし
プリント配線板製造	プリント配線板製造法	プリント配線板製造作業
時計修理	なし	なし
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
家具製作	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
建築大工	なし	なし
かわらぶき	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業
型枠施工	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋施工図作成作業、鉄 筋組立て作業
機械・プラント製図	なし	機械製図C A D作業
電気製図	なし	なし
貴金属装身具製作	なし	なし

- (4) 単一等級 単一等級の検定職種のうち後期に実施するものは次の表に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表に掲げる科目とする。

検 定 職 種	学 科 試 験 の 選 択 科 目	実 技 試 験 の 選 択 科 目
電子回路接続	なし	なし

2 試験の方法 実技試験及び学科試験

3 日程等

(1) 実技試験

ア 実施期日 令和8年12月4日（金）から令和9年2月14日（日）までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

イ 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

ウ 問題の公表 令和8年11月27日（金）から山梨県職業能力開発協会（甲府市大津町2130番地2 山梨県立中小企業人材開発センター内）において行う。
ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

職 種	実 施 期 日
○1級及び2級 鍛造、機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造、配管及び型枠施工 ○3級 シーケンス制御、配管及び型枠施工	令和9年1月24日（日）
○特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 ○1級及び2級 さく井、金型製作、工場板金、時計修理、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、パン製造、防水施工及び機械・プラント製図 ○3級 時計修理、冷凍空気調和機器施工、家具製作、機械・プラント製図及び貴金属装身具製作	令和9年1月31日（日）
○1級及び2級 金属ばね製造、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図及び塗装 ○3級 機械加工、機械検査、電子機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工及び電気製図 ○単一等級 電子回路接続	令和9年2月7日（日）

イ 実施場所 甲府市大津町2130番地2 山梨県立中小企業人材開発センター

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 次のいずれかの本人確認書類の写し

- (a) 運転免許証又は個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。）
- (b) 特別永住者証明書又は在留カード
- (c) 健康保険被保険者証又は資格確認書
- (d) 生徒手帳又は学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）
- (e) 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）
- (f) その他日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 試験手数料

ア 実技試験

- (a) (b)から(f)までに掲げる者以外の者 1の検定職種につき18,200円
- (b) 3級を受けようとする者であって、令和8年4月1日において23歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(c)から(f)に掲げる者を除く。）1の検定職種につき13,700円
- (c) 3級を受けようとする者であって、令和8年4月1日において23歳未満の在職中のもの（実技試験の受検申請書を提出した日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であるものに限る。（f)において同じ。）（出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(d)から(f)に掲げる者を除く。） 1の検定職種につき9,200円
- (d) 2級又は3級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練（省令第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている者若しくは同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（省令第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校

(同法第66条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者をいう。(e)及び(f)において同じ。)((e)及び(f)に掲げる者を除く。)

1の検定職種につき12,100円

(e) 3級を受けようとする在校生であつて、令和8年4月1日において23歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び(f)に掲げる者を除く。) 1の検定職種につき7,600円

(f) 3級を受けようとする在校生であつて、令和8年4月1日において23歳未満の在職中のもの(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。) 1の検定職種につき3,100円

イ 学科試験 1の検定職種につき3,100円

(3) 手数料の納付方法 実技試験及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

(4) 受付期間 令和8年10月5日(月)から同月16日(金)まで

(5) 提出先 甲府市大津町2130番地2 山梨県立中小企業人材開発センター内
山梨県職業能力開発協会(電話055-243-4916)

(6) その他

ア 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会及び富士吉田職業訓練協会で交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(角形2号の封筒に、宛先を記入し、180円分の切手を貼り付けたもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書すること(受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。)。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

5 合格発表等

(1) 合格者の発表及び通知 合格者については、令和9年3月12日(金)に山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

(2) 合格証書等の交付 特級、1級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合

格証書を、２級又は３級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

- 6 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業政策部産業人材課（電話０５５－２２３－１５６７）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。